地第404号
通指第199号
交企第463号
交指第239号
備二第480号
令和６年４月10日

関係所属長　殿

岐阜県警察本部長

移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について

臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材（以下「臓器等」という。）の応急運搬は、移植医療を実施する医療機関（臓器あっせん機関である公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）、同法の規定による移植を実施する医療機関又は同法の規定による移植術（以下単に「移植術」という。）に使用されるための臓器を提供する医療機関をいう。以下同じ。）が保有する緊急自動車、公共交通機関等によって行われるが、移植術に使用されるための臓器の応急運搬は厳しい時間的制約の下で行うことが要請され、また脳死と判定された者の状態が急変する等緊急に臓器等の応急運搬が必要となる場合があるため、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導若しくは臓器等の搬送（以下「誘導等」という。）又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請があった場合は、下記の要領により可能な限り協力されたい。

なお、「移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について」（平成31年４月５日付け地発176号ほか）は廃止する。

記

１　移植医療を実施する医療機関との連絡体制

岐阜県内において、緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請は、原則としてネットワークから岐阜県警察本部地域課（以下「本部地域課」という。）に対して行われる。

状況によってはネットワーク以外の移植医療を実施する医療機関から警察署に対して要請されることがあるので、要請を受けた警察署は、本部地域課に即報すること。

また、110番通報により、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請がなされることも考えられるので、要請を受けた通信指令課は、本部地域課に即報するとともに、関係所属と連携して対応すること。

２　緊急搬送体制

緊急自動車である警察用自動車による誘導等は、警察本部又は警察署の警ら用無線自動車によって行う。

なお、警ら用無線自動車が、事件・事故等の処理のため、誘導等の要請に対応することができない場合は、交通取締用自動車の活用を図る等の措置を講ずること。

３　その他

警察用航空機による臓器等の搬送を行った場合は、ネットワークが内規で定める臓器搬送交付金の交付対象となるが、当該交付金申請は行わないこと。